

[illegible]

◎岡山県規則第五十一号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年岡山県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（次条第二項において「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があったときも、同様とする。

第四条中「報告」を「規定による報告」に、「速かに」を「速やかに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

一 実施機関の長の職氏名

二 被災職員の氏名

三 傷病名

四 当該災害が発生した年月日

五 当該災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものでないと認定した理由

第二十二條の二の次に次の一條を加える。

（審査の申立ての教示）

第二十二條の三 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、条例第十八条第一項の規定により審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 市場津山線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市上田邑字宿二四三七番一地先から 津山市上田邑字火ノ峪二四七七番三地先 まで	新	八・六〇 三二・九	九〇・二
津山市上田邑字宿二四三七番一地先から 津山市上田邑字火ノ峪二四七七番三地先 まで	旧	七・九〇 一八・九	九〇・二

◎岡山県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	市場津山線	津山市上田邑字宿二四三七番一地从 津山市上田邑字火ノ峪二四七七番三 地先まで	平成三十年 十月二十六 日

◎岡山県告示第五百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

きのご類売払代金に係る収納の事務

二 委託した収入の種類

きのご類売払代金

三 委託を受けた者の住所及び名称

高梁市中原町一三八三番地

びほく農業協同組合 代表理事組合長 平山 薫

四 委託を受けた事務を行う場所

加賀郡吉備中央町上竹二六四五番地五

びほく農業協同組合賀陽総合センター

五 委託の期間

平成三十年十月十二日から同年十一月三十日まで

〔五〇二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年十月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来・みまさか

三 代表者の氏名

松田 吉夫

四 主たる事務所の所在地

美作市林野三四二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児（者）に対して、社会参加や自立を促す活動や事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

〔五〇三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバホームセンター落合店

所在地 真庭市中三九二―三

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前） ナンバ落合店

（変更後） ナンバホームセンター落合店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

（変更後） 名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

4 変更年月日

平成三十年九月一日

二 届出年月日

平成30年10月26日 岡山県公報 第12037号

平成三十年十月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五〇四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバホームセンター河辺店

所在地 津山市国分寺二五―一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前） ナンバ河辺店

（変更後） ナンバホームセンター河辺店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

（変更後） 名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

4 変更年月日

平成三十年九月一日

二 届出年月日

平成30年10月26日 岡山県公報 第12037号

平成三十年十月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五〇五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバホームセンター山陽店

所在地 赤磐市高屋四二一―一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前） ナンバ山陽店

（変更後） ナンバホームセンター山陽店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

（変更後） 名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

4 変更年月日

平成三十年九月一日

二 届出年月日

平成30年10月26日 岡山県公報 第12037号

平成三十年十月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五〇六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバホームセンター鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中三四七〇―二

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前） ナンバ鴨方店

（変更後） ナンバホームセンター鴨方店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

（変更後） 名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

4 変更年月日

平成三十年九月一日

二 届出年月日

平成30年10月26日 岡山県公報 第12037号

平成三十年十月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五〇七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバホームセンター美作店

所在地 美作市檜原下一二七五―一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前） ナンバ美作店

（変更後） ナンバホームセンター美作店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

（変更後） 名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

4 変更年月日

平成三十年九月一日

二 届出年月日

平成30年10月26日 岡山県公報 第12037号

平成三十年十月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五〇八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバホームセンター備前店

所在地 備前市香登西一六七―一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前） ナンバ備前店

（変更後） ナンバホームセンター備前店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

（変更後） 名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

4 変更年月日

平成三十年九月一日

二 届出年月日

平成30年10月26日 岡山県公報 第12037号

平成三十年十月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五〇九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバホームセンター院庄店

所在地 津山市院庄九二七一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前） ナンバ院庄店

（変更後） ナンバホームセンター院庄店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

（変更後） 名称 株式会社ナンバホームセンター

住所 津山市材木町一三二八番地二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

4 変更年月日

平成三十年九月一日

二 届出年月日

平成30年10月26日 岡山県公報 第12037号

平成三十年十月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五一〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備前局 建第四四七号	平成三十年十月十 六日	赤磐市下市字寺田九四番一一	六・〇〇	一九・八四

〔五一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字池田六七七―四、六七七―一一、六七八―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島九二九―二グランシードC棟二〇七

柏野 弘貴

三 許可番号

岡山県指令建指第一八一号

〔五一二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字池田六七六一七、六七七一七、六七八一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島町西之浦四一七一〇

田淵 光

岡山市中区倉田四八八一二操南ハイツ三〇一号室

田淵 静香

三 許可番号

岡山県指令建指第一八二号

〔五一三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字池田六七六一、六七七一、六七九一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二七一―一七キャンバス早島二〇一号

赤松 秀昭

三 許可番号

岡山県指令建指第一八三号

〔五一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字折掛三〇四―一、三〇四―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一丁目三―三―サントータス二―D

長谷川良介

長谷川志保

三 許可番号

岡山県指令建指第一四六号

◎岡山県選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十年十月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県岡山市第二十七支部

松本好厚

長汐良熊

岡山市中区高屋三九三―一

○

平成三〇・九・一九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

クリーンな津山を創る会

野條健正

野條健正

津山市久米川南二九一一

平成三〇・九・五

T K C山下貴司政経研究会

馬場輝

山本直也

岡山市東区金岡西町八〇一一一

〃 九・一三

寺林あやの後援会

近常俊彦

近常俊彦

〃 北区東古松二一一―二五―六〇三

〃 九・一九

松本たけふみ後援会

松本岳史

松本岳史

玉野市玉二二六―二〇

〃 九・二六

◎岡山県選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成三十年十月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）				異動年月日	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	
明日の井原を創る会	大舌 勲	会計責任者の氏名	大舌 智佳子	倉田 光二	平成三〇・九・二一
江田あつし後援会	堀川 辰也	代表者の氏名	堀川 辰也	江田 忍	九・二〇
大舌いさお後援会	落合 清三	主たる事務所の所在地	井原市野上町五九二四	井原市井原町一一三一	九・二一
〃	〃	会計責任者の氏名	大舌 智佳子	倉田 光二	〃
岡山県行政書士政治連盟	藤井 薫	主たる事務所の所在地	岡山市北区富田町一七七一五富田町ビル二F	岡山市北区表町三一二一二二	九・一
奥まさちか後援会	中務 和人	政治団体の名称	奥まさちか後援会	奥正親後援会	九・九
〃	〃	主たる事務所の所在地	勝田郡奈義町広岡一一七一	勝田郡奈義町広岡六七七	〃
笠木よしとか後援会	笠木 義孝	〃	〃 久常三三九	〃 成松一六二	九・一〇
〃	〃	会計責任者の氏名	豊岡 正憲	岸本 勝己	〃
日本臨床検査技師連盟岡	岡本 由美	代表者の氏名	岡本 由美	小郷 正則	四・一
山県支部	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	植本 美佐夫	松江 良一	〃

◎岡山県選管告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年十月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

佐藤しんじ後援会

たきもと豊文後援会

田口健作後援会

ふなこし健一後援会

豊和会

代表者の氏名

岡 純 一

川 井 眞 治

田 原 範 男

片 山 雅 史

瀧 本 豊 文

解散年月日

平成三〇・九・一四

〃 九・一〇

〃 八・三一

平成二六・一〇・一

平成三〇・九・一〇

◎岡山県選管告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
平成三十年十月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原 健 補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

瀧 本 豊 文

資金管理団体の名称

豊 和 会

資金管理団体で

なくなった年月日

平成三〇・九・一〇

◎岡山海区漁業調整委員会公示第五号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百十八回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十年十月二十六日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 日時

平成三十年十一月十三日（火）

午後二時から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 隣接連合海区漁業調整委員会委員の選任について

第二号議案 岡山県海面漁業調整規則の一部改正について